

政府からの税に関する復興支援策をご紹介します

# 税

# 制支援 ハンドブック

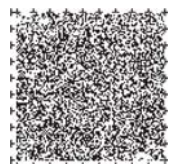
平成24年5月改訂



平成24年度の税制改正による  
支援策も追加!

国税も、地方税も、網羅!

ご自由にお持ち帰りください。



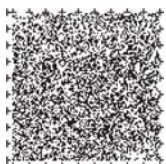
※この冊子は音声コードが  
各ページに印刷されています。

このハンドブックは、  
東日本大震災の被害にあわれた方への  
税制の支援措置についてお知らせするため  
昨年度から発行している「税制支援ハンドブック」に、  
平成24年度税制改正の内容を  
新たに盛り込んだものです。

皆さまのお手元に置いて、ぜひお役立てください。

それぞれの形で、それぞれの次の一歩へ。

政府としても、  
皆さまと共に復興に向けて歩み続けられるよう、  
引き続き全力で取組んで参ります。



平成24年度税制改正により、  
新たに実施される支援策

## もくじ

### 4 申告などの延長・猶予があります

国税、地方税の申告期限の延長など

### 12 税の減額・免除・還付があります

法人税、相続税、贈与税、印紙税、登録免許税の特例

## 地震や津波による被害にあわれた方

### 20 住宅・家財などが被害を受けた方

固定資産税、不動産取得税、所得税などの特例

### 30 事業用資産などが被害を受けた方

所得税、法人税、固定資産税、不動産所得税などの特例

### 38 自動車が被害を受けた方

自動車重量税、自動車取得税、自動車税などの特例

## 東電福島原子力発電所事故にあわれた方

### 42 土地・家屋などが避難指示区域内などにある方

固定資産税、不動産取得税などの特例

### 48 自動車が持ち出し困難な区域内にある方

自動車重量税、自動車取得税、自動車税などの特例

### 52 避難解除区域の復興と再生を支援します

所得税、法人税の特例

## 復興に向けた取組

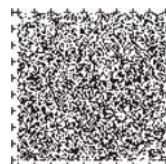
### 56 復興特区制度を活用した取組を支援します

所得税、法人税などの特例

### 64 復興に向けた取組を支援します

所得税、法人税、固定資産税、不動産所得税などの特例

### 70 お問い合わせ先について



# 申告などの延長・猶予があります

国税

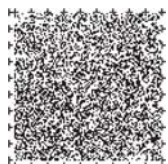
## 国税の申告・納付などの期限を延長しました

現在、福島県の以下の地域に納税地を有する方については、すべての国税について、東日本大震災が発生した平成23年3月11日以降に到来する申告・納付などの期限が延長されています。

	地 域
福島県	田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

### 〈(参考)申告・納付などの延長期限の期日を指定した地域〉

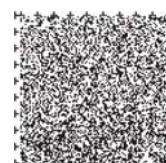
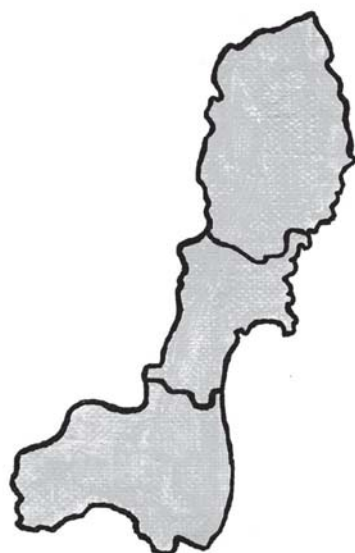
- 青森、岩手、宮城、福島、茨城の各県の上記以外の地域に納税地を有する方については、すべての国税について、平成23年3月11日以降に到来する申告・納付などの期限を延長しましたが、被災後の状況を踏まえ、段階的に延長期限の期日を指定しました。
- 平成23年7月29日を延長期限の期日として指定した地域
- 青森県及び茨城県に納税地を有する方につきましては、平成23年3月11日から7月28日までに到来する国税に関する申告・納付などの期限を、平成23年7月29日(金)としました。



■平成23年9月30日を延長期限の期日として指定した地域

	地 域
岩手県	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町
宮城県	仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、桧枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、新地町

- この地域に納税地を有する方につきましては、平成23年3月11日から9月29日までに到来する国税に関する申告・納付などの期限を、平成23年9月30日(金)としました。

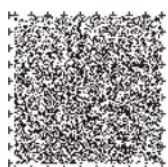


申告などの延長・猶予があります

■平成23年12月15日を延長期限の期日として指定した地域

	地 域
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町
宮城県	気仙沼市、多賀城市、南三陸町

- この地域に納税地を有する方につきましては、平成23年3月11日から12月14日までに到来する国税に関する申告・納付などの期限を、平成23年12月15日(木)としました。





## ■平成24年4月2日を延長期限の期日として指定した地域

	地 域
宮城県	石巻市、東松島市、女川町

- この地域に納税地を有する方につきましては、平成23年3月11日から平成24年4月1日までに到来する国税に関する申告・納付などの期限を、平成24年4月2日(月)としました。

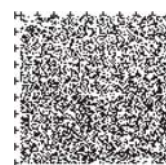
※上記期限までに、東日本大震災による災害などにより申告・納付などができない場合には、個別に所轄税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることができます。

※申告義務がない方であっても、震災特例法により、東日本大震災により住宅や家財などに損害を受けた個人の納税者の方は、確定申告を行うことにより所得税の還付を受けることができる場合や、自動車重量税の還付を受けることができます。この場合上記の期限以降にも手続きをすることができます。

※青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県以外の地域に納税地を有する方も、大震災による災害などで、申告・納付などが困難な方は、申請を行えば、個別に申告・納付などの期限の延長が認められます。

### お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



# 国税の納付が一時的に猶予されます

## ①損失を受けた日に納期限が到来していない国税

大震災によって財産に相当な損失を受けた方は、損失を受けた日から1年以内に納期限が到来する国税について、納期限から1年以内の期間で、納税の猶予が受けられます。

- 災害がやんだ日※から2か月以内に申請することが必要です。

※納付などをするのに差し支えないと認められる程度の状態になった日

## ②既に納期限の到来している国税

大震災によって資金不足となり、国税を一時に納付することができない方は、納付が困難と認められる金額について、納税の猶予が受けられます。

- 猶予期間は、原則として1年以内の期間ですが、なお納付が困難な場合は、さらに1年間、猶予期間の延長を受けられます。

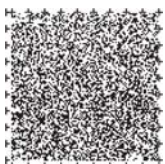
→①、②を併用した場合、最長3年間の猶予を受けることができます。

いずれの場合も、税務署への申請が必要です。「納税の猶予申請書」を税務署で直接もしくは国税庁ホームページからダウンロードして入手し、必要事項を記入した上で、税務署に提出してください。

※申告・納付の期限延長(p4～)の対象になった方は、上の条件に当てはまる場合、延長後の期限からさらに納付が猶予されます。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照





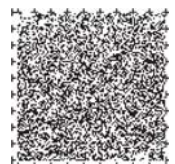
# 消費税課税事業者選択(不適用)届出書 などの提出時期の特例があります

申告などの期限が延長されている被災された事業者の方には、消費税の課税事業者を選択する(または、やめる)場合に提出が必要な「消費税課税事業者選択(不適用)届出書」の提出時期の特例があります。

- 福島県のうち、P4の表の地域の方は、提出期限が引き続き延長されています。
- 個別に申告などの期限の延長を受けた方は、その延長後の期日までに提出してください。
- 「消費税簡易課税制度選択(不適用)届出書」についても、同様の特例があります。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 ➡ P72・73参照



# 地方税の申告などの期限が延長されます

大震災により、期限までに地方税の申告・納付などができない方は、その期限が延長されます。

## 〈お住まいの都道府県・市町村が一律に期限を延長している場合〉

- 平成23年3月11日以降に到来するすべての地方税の申告・納付などの期限が延長されています。具体的にどの都道府県・市町村でいつまで延長されているかについては、被災時にお住まいだった都道府県・市町村にお問い合わせください。

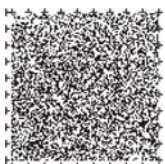
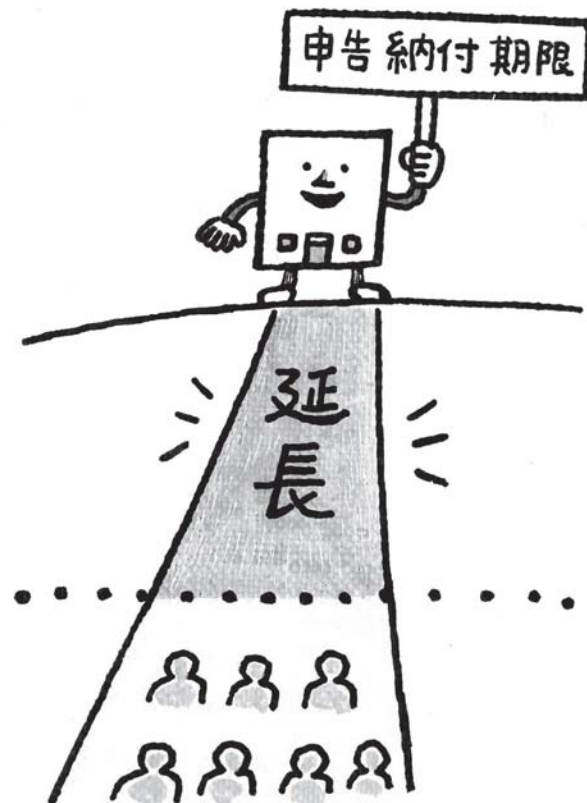
## 〈それ以外の場合〉

- 都道府県・市町村に申請することにより、申告・納付などの期限の延長が認められる場合があります。都道府県・市町村にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ

## お住まいの都道府県・市町村

➔ P78～87参照





# 税の減額・免除・還付があります

国税

## 法人税が還付されます

平成24年3月10日までの間に終了する事業年度において、大震災により生じた損失金額がある場合、その事業年度の前2年間に遡って法人税額の繰戻し還付を受けることができます。

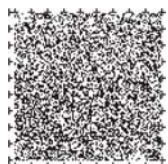
- 「震災損失の繰戻しによる還付請求書」を税務署で直接もしくは国税庁ホームページからダウンロードして入手し、必要事項を記入した上で、震災欠損事業年度の確定申告書とあわせて税務署に提出してください。

※平成23年9月10日までの間に終了する中間期間について仮決算による中間申告をした場合

- ・上記と同様の繰戻し還付を受けることができます。
- ・大震災による損失金額の範囲内で、法人税額から控除しきれない利子・配当などに係る源泉所得税額の還付を受けることができます。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



# 相続税・贈与税が減額・免除されます

相続税または贈与税の課税対象となった財産の価額のうち1 / 10以上が被害を受けた場合には、相続税または贈与税が減額・免除されます。

## 〈申告期限前に被害を受けた方〉

被害を受けた財産の価額は、被害を受けた部分の価額を差し引いた価額により計算されます。

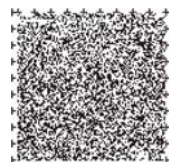
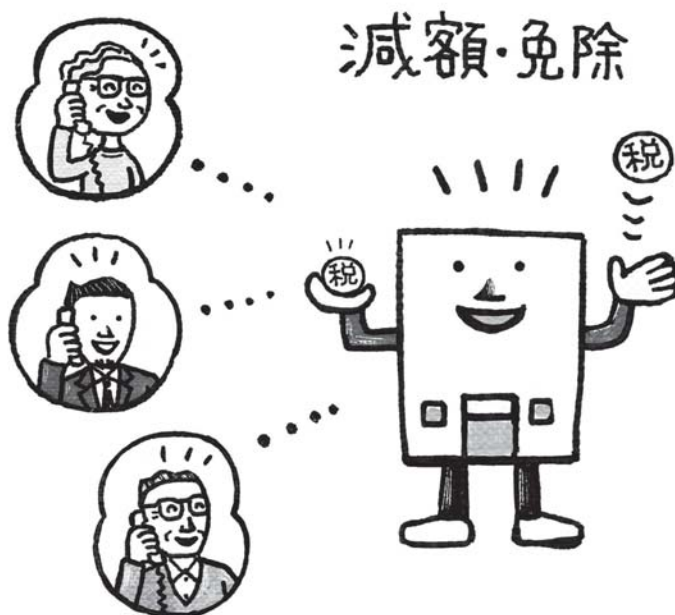
## 〈申告期限後に被害を受けた方〉

被災した日以後に納付すべき税額のうち、被害を受けた部分の価額に対応する部分の税額が免除されます。

- 所定の書類の提出が必要です。  
詳細は税務署にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ

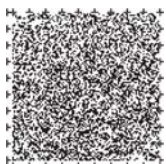
お近くの税務署 ➡ P72・73参照



# 被災された方が取得した住宅取得等 資金の贈与税について特例があります

住宅などが被災した方<sup>※1</sup>が、平成23年3月11日から平成26年12月31日までの間<sup>※2</sup>に、その直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受け、住宅を新築、取得などした場合、既に非課税措置<sup>※3</sup>を利用している場合でも、次のとおり、その資金が非課税<sup>※4</sup>となります。

- ※1 住宅が原発の警戒区域内などにある方を含みます。
- ※2 ※1の場合、「解除された日以後3月を経過する日までの間」となります。
- ※3 直系尊属から住宅の新築、取得などのために、金銭の贈与を受けた場合にその一定額までを非課税とする措置です。
- ※4 既にこの特例の適用を受けた場合には非課税の適用を受けた金額を控除した残額となります。





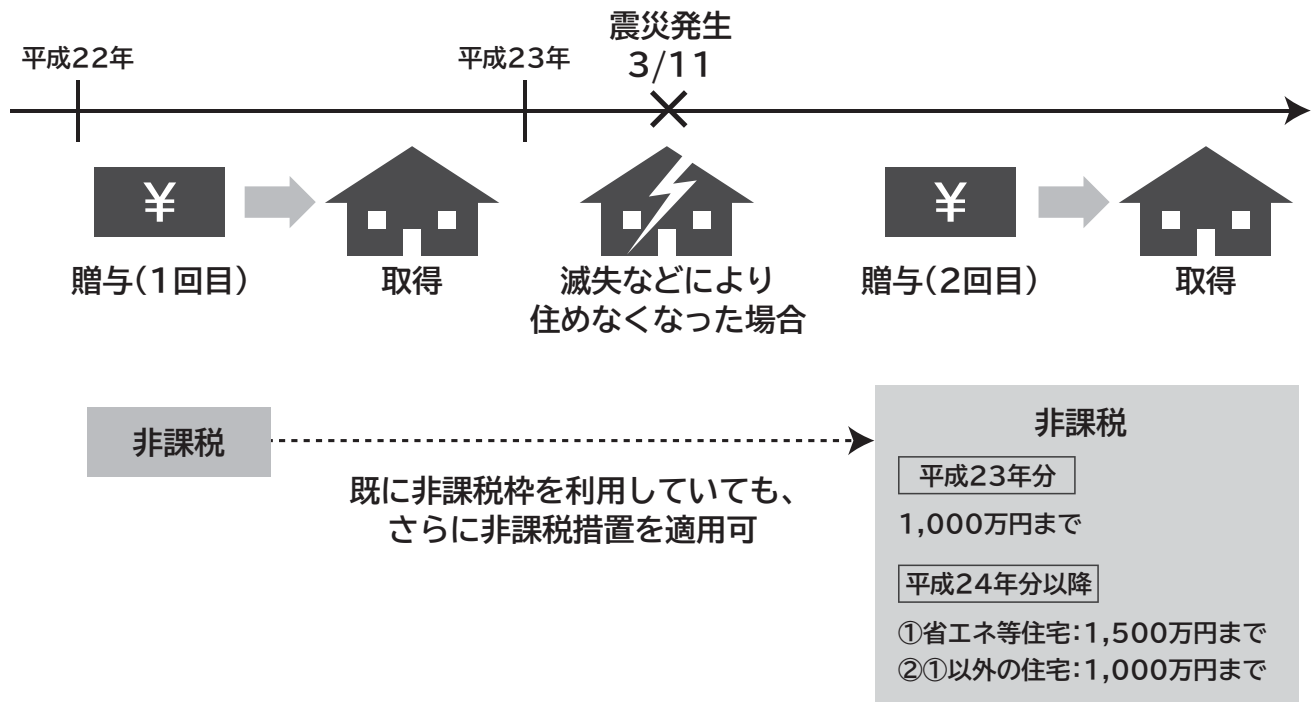
## 平成23年分の場合

1,000万円までの金額が非課税となります。

## 平成24年分以降の場合

次の住宅の区分に応じ、その方ごとにそれぞれ①または②の金額まで非課税となります。

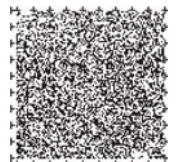
- ① 一定の省エネまたは耐震基準を満たす住宅・・・1,500万円
- ② ①以外の住宅・・・1,000万円



税の減額・免除・還付があります

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 ➡ P72・73参照

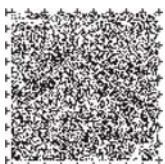


# 印紙税が非課税になります

次のような契約書の作成に係る印紙税が非課税になります。

対象となる書類	適用期限
地方公共団体や政府系金融機関などが、被災者の方向けに有利な条件で金銭の貸付けを行う場合に作成する消費貸借に関する契約書(金銭借用証書など)	平成23年3月11日～平成33年3月31日
一定の民間金融機関が被災者の方向けに有利な条件で金銭の貸付けを行う場合に作成する消費貸借に関する契約書(金銭借用証書など)	平成23年3月11日～平成33年3月31日
大震災で滅失した消費貸借に関する契約書などに代わるものとして、被災した金融機関との約定に基づいて作成(復元)する文書	平成23年3月11日～平成25年3月31日
被災した建物(原発警戒区域内に所在する建物を含む)に代わる建物を取得する場合などに被災者の方が作成する不動産の譲渡に関する契約書、建設工事請負契約書	平成23年3月11日～平成33年3月31日※
被災した農地(原発警戒区域内に所在する農地を含む)に代わる農地を取得する場合などに被災者の方が作成する不動産の譲渡に関する契約書など	平成23年3月11日～平成33年3月31日※
被災した船舶、航空機に代わる船舶、航空機を取得する場合などに被災者の方が作成する船舶、航空機の譲渡に関する契約書など	平成23年3月11日～平成33年3月31日
(独)中小企業基盤整備機構が、仮設施設整備事業に関して作成する不動産の譲渡に関する契約書など	平成23年5月2日～平成26年3月31日

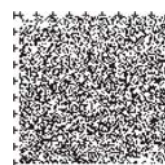
※原発警戒区域内に所在する建物や農地に代わる建物や農地を取得する場合には、警戒区域設定指示などが行われた日からその警戒区域設定指示などが解除された日以後3ヶ月を経過する日と平成33年3月31日のいずれか早い日。



- 大震災の被災者であることの証明書(り災証明書など)の添付が必要な場合があります。
- すでに印紙税を納付してしまった場合は、還付を受けることができます。
- 「印紙税過誤納確認申請書」を税務署で直接もしくは国税庁ホームページからダウンロードして入手し、必要事項を記入した上で、契約書の原本とともに税務署に提出してください(原本が金融機関にある場合は、金融機関と相談してください)。

お手続き／お問い合わせ

**お近くの税務署 → P72・73参照**

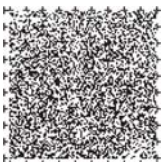


# 登録免許税が免除されます

被災された方が行う以下のような登記に関する登録免許税を免除します。

対象となる登記	適用期限
被災した船舶、航空機に代わるものを新たに取得した場合の所有権の保存登記など	平成23年4月28日～ 平成33年3月31日
被災した建物または原発警戒区域内に所在する建物を建て替える場合の所有権の保存登記など	平成23年3月11日～ 平成33年3月31日
被災した農用地に代わる農用地を取得する場合などの所有権の移転の登記など	平成23年3月11日～ 平成33年3月31日
被災した会社の本店などの移転の登記など	平成23年3月11日～ 平成33年3月31日
(独)中小企業基盤整備機構が整備する仮施設に関する所有権の保存登記	平成23年12月15日～ 平成25年3月31日
被災した鉄道施設に代わる鉄道施設の敷地を取得する場合の所有権の移転登記など	平成23年12月15日～ 平成28年3月31日
信託会社等と地方公共団体との信託契約に基づき建設する一定の建築物及びその敷地の用に供される土地の所有権の信託の登記	平成24年4月1日～ 平成28年3月31日

※法務局などに登記や登録を申請する際、り災証明書など必要な書類をあわせて提出してください。



- 左ページの免除措置のうち、平成23年3月11日から適用されるものについて、平成23年3月11日から平成23年12月14日の間に受けた登記で、既に登録免許税が納付済みである場合には、その登記をした法務局に一定の手続を行うことにより、その納付された登録免許税の還付を受けることができます。
- 左ページの免除措置のほか、株式会社商工組合中央金庫が行う貸付けに係る抵当権の設定登記等の軽減措置について、抵当権の設定登記等が被災者への貸付けに係るものである場合には、その適用期限が平成30年9月30日まで延長されています。

お手続き／お問い合わせ

## お近くの法務局・税務署

➔ P72・73参照(税務署について)

※お近くの法務局については、「法務局ホームページ」のトップにある、「管轄のご案内」からご覧になれます。  
※航空機の登録については、国土交通省〈航空局03-5253-8111(内線48146)にお問い合わせください)

